



澤田 賢

その一因として「高卒のゼネコン社員と大工職人とは生涯賃金が2・5倍から3倍の格差がある」とした。

大工は生活費のかさむ40歳前後をピーク（年収450万円）に賃金が下がるのに対し、ゼネコン社員は上昇する。その理由として

時代の多能工・職人能力のID化、教育訓練マニュアル、新ユニオン、近代徒弟制度などさまざまな提案をした。多能工については「90年代に取り組み、失敗したのは非社員（請負）を多能工にしたから。社員なら職種の多能工だけでなく川上・川下への展開もできる」とも述べた。

狙いを示した。さらに受注者に技術者の資格・経験を求めている一方で、発注者には監督員・検査員に特段の規定がないことも指摘。難易度に応じ「発注者側に必要な技術力・体制を明確化することが重要である」と強調した。

民にメス

おける空室率やテナントの需要などを基礎的条件を見て

も、物流は既に空室率が低下して新規供給の増加局面にあり、「もう少しで厳しい需給状況になる可能性がある」という状況の一方で、商業施設はまだテナント需要の回復や空室率の低下局面にあり、回復局面はまだ続くとの見方を示した。

1年前には不動産投資関係者の物流不動産に対する関心が高く、建設投資市場においても民間製造業による建設投資を物流施設が下支えしてきた。今後、郊外型商業不動産に投資家の目線が集まれば、民間建設投資市場でもそれらの需要が高まる可能性がある。

民が価格形成を

建設マネジ 8部門47論文

土木学会

土木学会建設マネジメント委員会（福本勝司委員長）は9日、第32回「建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会」を東京都新宿区の同学会本部内で開いた。「インフラ整備・開発」「維持管理」「建設業の海外展開」「入札契約制度」「マネジメントシステム」「災害対応マネジメント」「調達問題」「建設産業と建設企業・人材問題」の8部門計47編の論文を発表した。

「入札契約制度」部門で、「国際比較によるわが国建設産業の疲弊要因に関する研究」と題して発表した木下誠也日大教授は「官が価格を決める構造を逆転し、民間が健全な価格を形成する形になる必要がある」と、改正公共工事

東されている予定価格と、実質的な下限である調査基準価格・最低制限価格で、官が価格を誘導しているため」と指摘した。

改正品確法のポイントとして、「適正な利潤の確保」と「価格交渉方式の導入」を挙げた。論文側は、この2点によって「民間側の見積もりをベースに予定価格を設定するなどの方式が拡大し、民間主体の市場による価格決定に徐々に習熟し、働く人、下請けが必要となる価格に元請けが必要な価格を足しこむという価格決定構造に転換させることにつながる」と、改正品確法の

11日から13日まで東京都江東区の最大級の環境展示会「エコプロダクツ2014」に、日本建設業連合会が出展する。今回は「探検！COOL！」と題し、建設業における再生可能エネルギーや生物との共存、新分野への挑戦などの取り組みを紹介する。

エコプロダクツ2014
日建連が展覧
再生エネなど取り組み紹介

日建連の出展は、ことしで9回目。今回は、「探検」をテーマに、ブースの中にヘルメットを被って入り、「ヒーバー」所長。の案内で探検の雰囲気味わいながら、展示物を見た

高架下の占用基準緩和 4月1日施行

国土交通省

総合評価 入札導入

国土交通省は、5月28日に成立した改正道路法で定められた高架下空間の占用基準の緩和と、高架下の占用に関する入札制度の導入について、必要となる関係政省令（案）をまとめた。高架下の占用户を決める総合評価（占用户入札）を実施するための手続きと、道路の占用が道路の管理上適

切でない場所を定めるのが目的。2015年1月7日までパブリックコメントを実施する。15年1月下旬の公布、同年4月1日の施行を予定している。

関係政省令の整備は、店舗の出店など高架下空間の占用基準の緩和と、これに伴う高架下の占用户と占用料を決め



必要となる関係政省令（案）をまとめた。高架下の占用户を決める総合評価（占用户入札）を実施するための手続きと、道路の占用が道路の管理上適

る入札制度の導入を受けたもの。6月4日の公布から1年以内に施行することとされているため、施行に向けて必要となる政省令を整備する。

政令では、総合評価（占用户入札）を実施する場合の手続きとして、道路管理者はあらかじめ占用料の額などが当該道路管理者にとって最も有利なものを選択するための基準（総合評価落札者決定基準）を入札占用料に定めること▽総合評価落札者決定基準を定める場合は学識経験者に意